

農作物共済重要事項説明書

2023. 9

この重要事項説明書は、農作物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら、最寄りの組合支所にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立 「水稻」、「陸稲」、「麦」の耕作面積の合計が10a以上を耕作する方は、農作物共済加入申込書兼変更届出書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。	P 3
2 共済目的の種類 共済目的は、「水稻」、「陸稲」及び「麦」です。	P 3
3 引受方式と共済金額（補償額） 加入者が選択できます。	P 3
4 共済掛金率 過去の損害率に応じて、加入者ごとに掛金率が設定されます。	P 5
5 共済責任期間（補償期間） 「水稻」は本田移植期（直播をする場合にあっては発芽期）から収穫まで、「陸稲」、「麦」は発芽期から収穫までです。	P 6
6 自動継続特約 農作物共済加入申し込み時に自動継続特約申込書を提出することにより、翌年以降の年産の当該農作物共済の申し込みがあったとする旨の特約を付すことができます。	P 6
7 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害による収量の減収（盗難は対象外）です。なお、水稻品質方式及び麦災害収入共済方式は、品質の低下に伴う生産金額の減少もあわせて対象となります。	P 6
8 一筆全損特例（全ての引受方式に適用） 半相殺方式、全相殺方式、水稻品質方式、麦災害収入共済方式及び地域インデックス方式加入者の全損耕地に適用される共済金算定時の特例です。	P 6
9 一筆半損特例（特約の申し込みが必要） 加入申し込みの際、引受方式の選択と併せて一筆半損特約を付すことで、半相殺方式、全相殺方式、水稻品質方式、麦災害収入共済方式及び地域インデックス方式加入者の半損以上全損未満の耕地に適用される共済金算定時の特例です。	P 6
10 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。	P 6
11 損害発生のお知らせ 損害が発生したときは、遅滞なく組合にご連絡ください。 なお、被害申告する際の申告内容は引受方式ごとに異なりますので、詳細ページでご確認ください。	P 8

12 損害防止の義務 加入した「水稻」、「陸稲」及び「麦」について、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。	P 8
13 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。詳細ページでご確認ください。	P 8
14 分割評価 通常の管理、損害防止を怠ったと認められる場合は、被害に係る減収量から防止、軽減できたと認められる減収量又は損害額を差し引くことがあります。	P 9
15 告知義務違反による共済関係の解除 加入申し込みの際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係の解除となります。	P 9
16 共済掛金不払いによる共済関係の解除 共済関係（契約）成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係を解除することがあります。	P 9
17 重大事由による共済関係の解除 重大な事由による共済関係の解除があります。詳細ページでご確認ください。	P 9
18 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認 麦について、共済金支払い後に共済金の返還を求める場合があります。	P 9
19 共済責任期間中の通知義務 共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や共済関係を解除・失効しなければならない場合があります。	P 9
20 個人情報の取り扱い 加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。 なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。	P 9
21 その他の重要事項 組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。 農作物共済(水稻、陸稲及び麦)に加入している場合でも農業経営収入保険に移行することも可能となります。 加入申込書の提出をもって、本書面の確認とさせていただきます。	P 10

＜農作物共済の説明書（詳細ページ）＞

1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立

農作物共済の契約は、加入申し込みされる方が、別途定めている農作物共済加入申込書兼変更届出書に、必要事項を記入して組合に申し込み、その申し込みの内容を組合が確認し承諾することにより成立します。

なお、農作物共済加入申込書兼変更届出書の提出にあたっては、記入誤りがないよう十分ご留意願います。万一記入内容が事実と異なるときには、契約を解除し、共済金の支払いを免責する場合があります。

農作物共済加入申込書兼変更届出書の提出後、作付けを変更する場合や、記入内容の誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡ください。

また、「加入申し込みに係る農作物が、申し込みできるものの全てでないとき」は申し込みの承諾を拒む場合があります。

2 共済目的の種類

加入できる共済目的は、「水稻（子実の収穫を目的としたものに限ります。）」、「陸稻」及び「麦（子実の収穫を目的としたものに限ります。種類は秋播小麦、秋播二条大麦、秋播六条大麦、秋播裸麦）」です。

3 引受方式と共済金額（補償額）

引受方式と補償割合（平年の収穫量・生産金額のうち農業共済が補償する部分の割合）は加入者が選択します。引受方式のうち「全相殺方式」、「水稻品質方式」及び「麦災害収入共済方式」は一定の条件を満たす方が選択できます。引受方式ごとの補償割合は次のとおりです。

半相殺方式……………	8割、7割、6割	水稻品質方式……………	9割、8割、7割
全相殺方式……………	9割、8割、7割	麦災害収入共済方式……	9割、8割、7割
地域インデックス方式…	9割、8割、7割		

半相殺方式及び全相殺方式の共済金額（共済事故があつたときの最高補償額）は、加入申し込みのときに加入される共済目的の種類等ごとに、引受収量に単位（1kg）当たり共済金額を乗じて得た金額です。

なお、全相殺方式については、過去の乾燥調製施設における施設計量の結果（麦は売渡数量）又は税の申告書類（麦及び陸稻は青色申告に限る）及びその関係書類により5か年中中庸3か年を平均した基準単収をもとに、加入者が選択した補償割合と単位当たり共済金額によって計算した金額です。

水稻品質方式及び麦災害収入共済方式については、過去の出荷データ又は青色申告書及びその関係書類により5か年中中庸3か年を平均した基準生産金額に、100分の40を下限として加入される方が選択した補償割合（100分の90、100分の80又は100分の70）を乗じた金額を上限として加入者が申し出た金額です。

地域インデックス方式については、統計単位地域における過去の統計単収の5か年中中庸3か年を平均した基準単収をもとに、加入者が選択した補償割合と単位当たり共済金額によって計算した金額です。

(1) 単位当たり共済金額

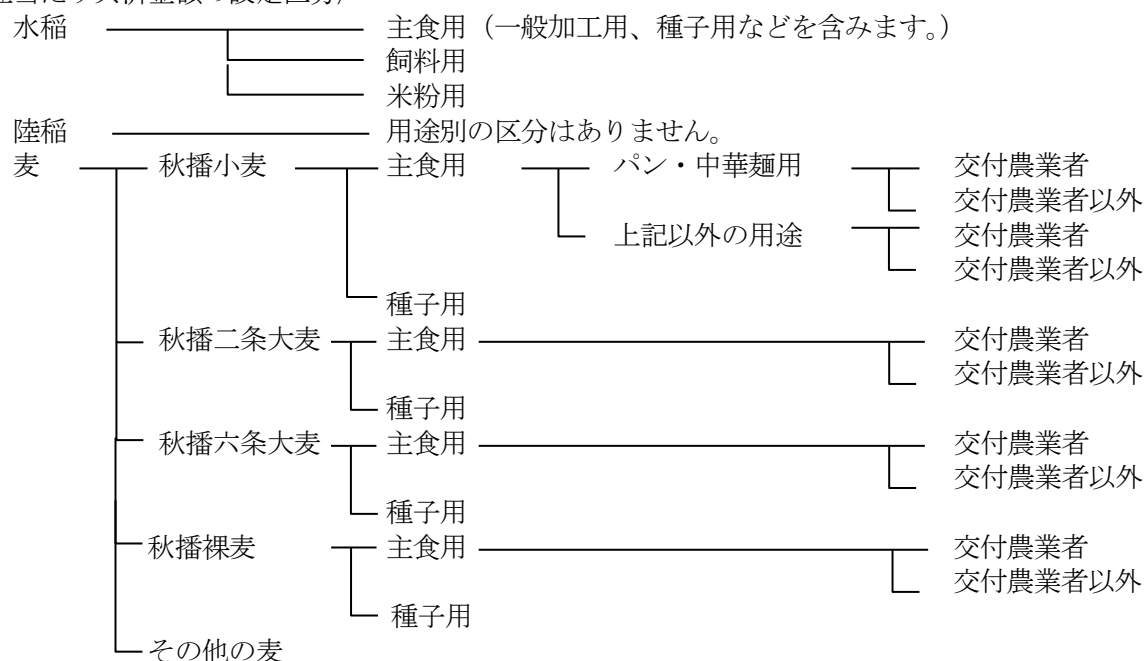
単位当たり共済金額は、毎年、農林水産大臣が告示します。加入者は告示に基づき設定された単位当たり共済金額のうちから申し出により選択します。

「水稻」の単位当たり共済金額は、用途別（主食用（一般加工用、種子用などを含みます。）、飼料用、米粉用の別）に選択します。

「麦」の単位当たり共済金額は、麦の種類別（秋播小麦、秋播二条大麦、秋播六条大麦、秋播裸麦の別）に用途別（主食用（小麦についてはパン・中華麺用、その他の別に細分されます。）、種子用の別）に設定され、主食用についてはさらに経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払交付金（以下「数量払」）を受けようとする農業者（以下「交付農業者」）とそれ以外の農業者（以下「交付農業者以外」）の別に設定された中から選択します。

「陸稲」の単位当たり共済金額は、陸稲として農林水産大臣が告示した中から選択します

〈単位当たり共済金額の設定区分〉



【注意！】 「麦」について、「交付農業者」として単位当たり共済金額の選択を申し出した加入者が、後日要件を満たさない等により数量払を受けられないことが判明した場合は、「交付農業者以外」に適用される単位当たり共済金額を適用し、引受変更することになります。

(2) 引受収量（水稻品質方式及び麦災害収入共済方式以外の方式）

引受収量は次のように算定します。

1) 半相殺方式

引受収量＝（耕地ごとの10a当たり基準収穫量×耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

2) 全相殺方式

引受収量＝（耕地ごとの10a当たり基準収穫量×耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

※10a当たり基準収穫量（基準単収）

半相殺方式の10a当たり基準収穫量は平年的な収穫量で、県平均が農林水産大臣から、組合平均が県知事から毎年通知されます。

組合では耕地ごとの圃場条件、栽培管理等を調査して、耕地ごとの収量等級を設定し、組合平均が県知事から通知される10a当たり基準収穫量の110%以内になるように定めています。

なお、全相殺方式の10a当たり基準収穫量は、加入者ごとに過去の乾燥調製施設における施設計量の結果（麦は売渡数量）、または税の申告書類及びその関係書類により収穫量を把握し5か年の中

庸 3 か年を平均した数量となります。

※基準単収には係数が設定されており、うるち米を 100 とした場合、みやこがねもち（もち米）は 94%、その他もちは 93%、飼料用米は 105%、直播栽培は 85%、無化学合成資材栽培は 80% となります。

また、播種や栽培の状況に応じて 10a 当たり基準収穫量を調整する場合があります。

3) 地域インデックス方式

引受収量＝（統計単位地域ごとの 10a 当たり基準収穫量×統計単位地域ごとの引受面積）の合計×補償割合

※統計単位地域ごとの 10a 当たり基準収穫量

地域インデックス方式の 10a 当たり基準収穫量は、統計単位地域（農林統計の作柄等を公表する単位）ごとの統計単収の 5 か年中中庸 3 か年を平均し算定される収穫量です。

農林統計で作柄統計を公表する単位は、作物ごとに県単位、市町村単位、市町村別田畑別と異なります。

また、秘匿措置等で情報が公表されない場合は、順次公表単位の区域を拡大します。

作物名	地域インデックス方式の 統計単位地域	統計公表単位			
		市町村別 田畑別	市町村別	県別	全国
水稻 （主食用米・米粉用米）	市町村別	×	◎	○	○
陸稲	県別	×	×	◎	○
麦 （小麦・六条大麦・二条大麦・裸麦）	市町村別田畑別	◎	○	○	○

※基本的に◎の統計公表単位を用いて算定します。

※飼料用米は、地域インデックス方式での引受はできませんので、他の方式を選択いただきます。

(3) 基準生産金額（水稻品質方式及び麦災害収入共済方式）

基準生産金額とは、加入者の平年的な生産額であり、補償の限度額である共済金額の算定の基礎となるものです。加入者ごとに過去一定年間（原則として 5 か年間）の出荷データ又は青色申告書及びその関係書類により、次のとおり算定しています。

$$\text{基準生産金額} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{過去一定年間の} \\ \text{産地別銘柄ごと} \\ \text{出荷規格ごとの} \\ \text{10 a 当たり収穫} \\ \text{量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{産地別銘柄} \\ \text{ごと出荷規} \\ \text{格ごとの kg} \\ \text{当たり価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{産地別銘} \\ \text{柄ごとの} \\ \text{引受面積} \end{array} \right\} \text{の合計}$$

4 共済掛金率

ア 農林水産大臣が過去一定年間（原則 20 年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3 年ごとに共済掛金標準率を定めます。

イ 組合員ごとに危険段階別共済掛金率を適用します。

ウ 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつの合計 41 区分とします。

エ 毎年度、組合員等ごとの直近 20 年間の加重平均損害率により適用すべき危険段階区分を判定し、当該区分の共済掛金率を適用します。

オ 新規加入の場合は、危険段階区分が「0」となります。

カ 損害率が低い組合員は掛金率が低く設定され、損害率が高い組合員ほど掛金率が高く設定されます。

5 共済責任期間（補償期間）

共済責任期間（補償期間）は、次のとおりです。

水稻 …… 本田移植期（直播をする場合にあっては発芽期）から収穫をする時までです。

収穫には、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

陸稻 …… 発芽期から収穫をする時までです。収穫には、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

麦 …… 発芽期（移植をする場合にあっては移植期）から収穫をする時までです。収穫には、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

6 自動継続特約

農作物共済加入申し込み時に自動継続特約申込書を提出することにより、翌年以降の年産の当該農作物共済の申し込みがあったものとする旨の特約を付すことができます。

7 共済事故（共済金支払対象事故）

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」）は、次のとおりとなっています。なお、水稻品質方式及び麦の災害収入共済方式は、品質の低下に伴う生産金額の減少もあわせて対象となります。

ア 風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、
土壌湿潤害、地震害、雷害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害

イ 火災

ウ 病害、虫害

エ 鳥害、獣害

※上記以外の事故は対象になりません。

8 一筆全損特例（全ての引受方式に適用）

半相殺方式、全相殺方式、水稻品質方式、麦災害収入共済方式及び地域インデックス方式加入者の被害申告した耕地のうち全損耕地に適用される共済金算定時の特例です。

各方式の共済金算定方法で計算した共済金と全損（収穫皆無）と判定された耕地について適用される共済金算定方法の特例により算出した共済金を比較し、大きい方を共済金として支払います。

9 一筆半損特例（特約の申し込みが必要）

加入申し込みの際、引受方式の選択と併せて一筆半損特約を付すことで、半相殺方式、全相殺方式、水稻品質方式、麦災害収入共済方式及び地域インデックス方式加入者の被害申告した耕地のうち半損以上全損未満の耕地に適用される共済金算定時の特例です。各方式の共済金算定方法で計算した共済金と半損以上全損未満の被害と認定された耕地について適用される共済金算定方法の特例により算出した共済金を比較し、大きい方を共済金として支払います。

10 共済金の支払額

農作物共済に加入した「水稻」、「陸稻」及び「麦」に、共済責任期間中に共済事故による損害が発生した場合は共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次の算式による金額となります。

なお、「麦」について、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払が当年産の作付面積を対象に支払われるため、麦共済では、面積払の交付対象者の収穫量は面積払に相当する収穫量を加味して算定します。また、麦災害収入共済方式の損害評価のとりまとめ時の生産金額の算定は、面積払に相当する金額を加味して算定します。

(1) 半相殺方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（被害耕地の基準収穫量－被害耕地の収穫量）の合計

－基準収穫量の合計×（1－補償割合）

* 収穫量は、被害申告のあったすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

なお、基準収穫量を上回った耕地の増収分は加味しません。

(2) 全相殺方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（基準収穫量の合計－収穫量）－基準収穫量の合計×（1－補償割合）

＊ 収穫量は、被害申告のあった加入者ごとに乾燥調製施設等への搬入数量等（麦についてはJA等への出荷数量等）を基に算定します。なお、搬入（出荷）されない耕地については現地調査により収穫量を算定します。

また、基準収穫量を税の申告書類及びその関係書類を基礎として設定している場合には、申告書類等調査により収穫量を算定します。

(3) 水稻品質方式及び麦災害収入共済方式

支払共済金の額＝（（※）共済限度額－生産金額）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{（※）共済限度額}}$

（※）共済限度額は、補償割合に応じて次のように算定されます。

共済限度額＝基準生産金額×補償割合

生産金額の算出は出荷数量等調査により品種及び出荷規格別の収穫量により算出します。

また、基準生産金額を青色申告書及びその関係書類を基礎として設定している場合には、青色申告書等調査により生産金額を算定します。

(4) 地域インデックス方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（統計単位地域ごとの基準単収－統計単位地域ごとの当年産の統計単収）×統計単位地域ごとの引受面積の合計－統計単位地域ごとの基準単収×統計単位地域ごとの引受面積の合計×（1－補償割合）

(5) 一筆全損被害耕地及び一筆半損被害耕地の共済減収量と生産金額の減少額

1) 半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式の一筆全損被害耕地、一筆半損被害耕地に係る共済減収量は次のように算定します。

なお、共済金の支払いは加入者単位で損害評価結果をとりまとめた共済減収量と一筆全損被害耕地及び一筆半損被害耕地の共済減収量のどちらか大きい方の共済減収量で共済金をお支払いいたします。

ア 一筆全損被害耕地

共済減収量＝当該耕地の基準収穫量－当該耕地の基準収穫量×（※）全損耕地支払開始割合

イ 一筆半損被害耕地

共済減収量＝当該耕地の基準収穫量×1/2－当該耕地の基準収穫量×（※）半損耕地支払開始割合
（※）全損耕地支払開始割合及び半損耕地支払開始割合

引受方式	補償割合	全損耕地支払開始割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	9割	30/100	30/100
半相殺方式	8割		
全相殺方式及び地域インデックス方式	8割	40/100	50/100-20/100×6/7
半相殺方式	7割		
全相殺方式及び地域インデックス方式	7割	50/100	50/100-20/100×5/7
半相殺方式	6割		

2) 水稻品質方式及び麦災害収入方式の一筆全損被害耕地、一筆半損被害耕地の生産金額の減少額は次のように算定します。

なお、共済金の支払いは加入者単位で損害評価結果をとりまとめた生産金額の減少額と一筆全

損被害耕地及び一筆半損被害耕地の生産金額の減少額のどちらか大きい方の生産金額の減少額で共済金をお支払いいたします。

① 一筆全損被害耕地

生産金額の減少額＝全損耕地の耕地別基準生産金額の合計×（※３）全損耕地補償割合
－（※１）移植不能耕地調整額

（※１）移植不能耕地調整額

共済限度額割合が 90%の場合 当該耕地の耕地別基準生産金額の合計×35/100

共済限度額割合が 80%の場合 当該耕地の耕地別基準生産金額の合計×30/100

共済限度額割合が 70%の場合 当該耕地の耕地別基準生産金額の合計×25/100

② 一筆半損被害耕地

生産金額の減少額＝半損耕地の耕地別基準生産金額の合計×（※３）半損耕地補償割合
－（※２）半損耕地生産金額の合計

（※２）半損耕地生産金額＝半損耕地の耕地別基準生産金額×1/2

（※３）全損耕地補償割合及び半損耕地補償割合

引受方式	補償割合	全損耕地補償割合	半損耕地補償割合
品質方式及び災害収入方式	9割	70%	70/100
	8割	60%	50/100+20/100×6/7
	7割	50%	50/100+20/100×5/7

11 損害発生の通知

加入した「水稻」、「陸稲」及び「麦」に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができない場合には共済金が支払われなくなることがあります。

各方式で次の被害が見込まれる場合は、速やかに損害発生通知（被害申告）を行ってください。

ア 半相殺方式、全相殺方式は基準収穫量に対して支払開始損害割合（「1－補償割合」）を超える減収が見込まれるとき。

なお、半相殺方式は被害申告時に被害申告する耕地ごとに見込収穫量（見込単収）を申告します。

イ 水稻品質方式、麦災害収入共済方式は、収穫量の減少、規格等級の低下による品質の低下が見込まれるとき。

ウ 地域インデックス方式は、引受耕地に被害が発生した場合、その旨を通知する。

エ 半相殺方式、全相殺方式、水稻品質方式、麦災害収入共済方式、地域インデックス方式は、全損被害耕地（収穫皆無耕地）も被害申告します。

なお、一筆半損特約を付した場合は半損以上の被害耕地も被害申告します。

12 損害防止の義務

加入した「水稻」、「陸稲」及び「麦」について、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示する場合があります。

13 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

ア 加入者が損害防止義務を怠ったとき。

イ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。

ウ 加入者が損害発生の通知を怠り、悪意若しくは重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。

エ 加入者が悪意若しくは重大な過失によって加入申込書兼変更届出書に不実の記載をしたとき。

オ 加入者が加入している水稻、陸稲、麦についての栽培方法を、加入した区分に適用される栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果、通常生ずべき損失の額。

カ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。

キ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき。

ク 共済掛金を払込期限までに納入しないとき。

14 分割評価

肥培管理の粗放、その他共済事故以外の原因によると認められる損害と共済事故による損害とを分割して評価を行い、次の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

- ア 共済事故以外の原因による損害であることが明らかなとき。
- イ 共済責任期間以外に発生した災害による損害であることが明らかなとき。
- ウ 共済事故による損害であることが確認できないとき。
- エ 共済事故の発生原因が分割事由に該当するとき。

15 告知義務違反による共済関係の解除

加入申し込みの際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

16 共済掛金不払いによる共済関係の解除

共済関係成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係の解除となります。

17 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせたとき、またはさせようとしたとき。
- イ 共済関係に基づく共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたとき。
- ウ その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき、または判明したとき。

18 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認

(1) 交付申請の有無の確認

「麦」では、加入者が選択を申し出た単位当たり共済金額について、その適用にあたり確認するため関係部署（市町村、JA、東北農政局等）へ経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払の交付申請の有無等を照会いたします。

(2) 共済金の返還を求める場合

ア「麦」について、共済金の支払い後に交付農業者としての単位当たり共済金額を適用した加入者が交付農業者以外であることが判明した場合（共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができなかった場合等を除きます。）は、交付農業者以外に適用される単位当たり共済金額を適用して引受変更し、共済掛金の一部返還を行うとともに、支払いした共済金の一部を返還していただくことになります。

イ「麦」について、交付農業者として引受した加入者で数量払のみの交付申請を行った旨の申告があったにもかかわらず、面積払交付農業者であることが判明し共済金が過大に支払われていたときは、支払いした共済金の一部を返還していただくことになります。なお、このような事例が複数年続いたときやその他悪意または重大な過失によって不実の申告をしたと認められるときは、共済金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

19 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や契約を解除・失効しなければならない場合があります。

- ア 加入している「水稻」、「陸稲」、「麦」を譲渡したとき、収穫適期前に刈取り若しくは鋤き込みしようとするとき。
- イ 加入している「水稻」、「陸稲」、「麦」についての栽培方法を加入した区分に適用される栽培方法以外のものへ変更したとき。

20 個人情報の取り扱い

加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。

なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。

21 その他の重要事項

ア 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

イ 農作物共済(水稻、陸稻及び麦)に加入している場合でも農業経営収入保険に移行することも可能となります。

ウ 加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものいたします。

○ 連絡先：N O S A I 宮城〇〇支所 農産課 電話番号：000-000-0000